

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

7 - 2006

消費税引き上げで攻防

「財政再建」、次期政権に重い課題

中村 恒夫

(時事通信社経済部長)



小泉内閣が発足して四月でちょうど五年たった。二〇〇一年三月、日本銀行が金利ではなく、量的緩和政策で金融を調整するという前代未聞の政策を打ち出した。その一カ月後に小泉さんが総理になった。厳しいデフレの真ただ中で誕生したのが小泉内閣だった。

金融政策で不況脱却

小泉内閣の経済政策を振り返ると、小泉さん自身は経済にあまり詳しくないが、デフレを脱却するためにどうするかということにそれなりにやってきた。従来、景気をよくするにはいわゆるケインズ型の方法で、公共事業を増やし、景気を刺激し全体をよくするという手法を取ってきたが、小泉政権の場合は、民間企業が自分の力で業績を上

げて景気をよくしていくスタイルを取ったことが最大の特徴ではないか。

民間企業は債務、設備、雇用の三つの過剰問題に直面していた。この過剰をどう解消するか。財政支援の代わりをしたのが金融。量的緩和政策により銀行はお金を調達する心配がなくなり、安心して不良債権の処理に取り組むことができた。

一方、金利が低いことで企業側から見ると借金を返しやすい、あるいは借金を借り換えやすくなる。借金を返済して人を整理する際の資金、退職費用とか退職給与引当金という形で雇用を削減することに使えた。設備の償却もしかり。パブのころに多くの企業が多角経営に乗り出し、それが自分たちの首を絞める形になったわけだが、これ

を超低金利下で整理することができた。

今や消費者物価もプラスに転じて、「デフレ脱却」という小泉政権の悲願が実現する日も近づいてきている。

基礎的財政収支の均衡を目指す

逆に、全然手付かずに残っているのが財政問題だ。公共事業による景気対策を小泉政権はやらなかったが、むしろできなかった。借金が多すぎで、国債を増発する余力がなかったのが実情ではなかったかと思う。デフレが終わりそうになる中で、次はいよいよ財政問題に手を付けるべきだと日銀も言っているし、専門家も言っている。時事通信社とロイターとでエコノミストにアンケート調査をしたところ、「次の政権の課題」では、ナンバーワンはやはり財政再建だった。財政再建が最重要課題であると誰も彼もが思っているわけで、必ずやり遂げなければいけない、着手しなければいけない課題ではある。

政府の経済財政諮問会議や、政府・与党の「財政・経済一体改革会議」の議論を通じて、新しい骨太の方針に、歳出・歳入について改革策を盛り込む。この改革の中で目玉となるのが、プライマリーバランスを二〇一〇年代の初頭に均衡に持っていくことだ。プライマリーバランスとは、国債による収入と国債費つまり利払い費と元本償還費分、この両方を歳入、歳出から除外して計算した基礎的財政収支のことだ。

二〇〇六年度予算の後年度歳出・歳入への影響

試算を見ると、国債費が十八・八兆円、国債の発行額が三十兆円。歳出の方の七十九・七兆円から十八・八兆円を引くと六十兆円強。一方、歳入は三十兆円を初めから引いてしまえば五十兆円弱、十兆円ぐらいプライマリーバランスがマイナスになるという計算になる。

この数年間ずっとプライマリーバランスは赤字だった。今年必要な収入については、借金を別にして賄える形に持っていきたいというのが今の議論の目標である。「二〇一〇年代初頭」というのは二〇一一年を指している。つまり五年後には国債収入を除いた部分の収支を均衡に持っていくことが今の目標になる。

ところが財務省の試算によると、現在の状況が続いた場合、二〇一一年の基礎的財政収支は、十三兆円のマイナスになってしまう。単純計算でこのマイナス分を、歳出をカットする方法で均衡に持っていくためには一八％削減しなければいけない。具体的にどんなものをやったらそうなるか。例えば基礎年金の支給開始年齢を今の六十五歳から六十九歳にする。あるいは介護の自己負担割合を現状の二・五倍にするとか、およそ国民に受け入れられる話ではない。

進む一方の財政硬直化

今年度の予算規模は八十兆円を久しぶりに切って七十九兆七千億円、一般歳出は昨年よりちょっと少ない四十六兆円だ。税収は景気回復に伴う自然増収のおかげで昨年よりは上回って四十六兆

円。その結果、小泉内閣の目標であった「新規国債三十兆円」を達成できたが、国債費は昨年よりも増えている。借金体質は依然として変化がないと言っている。

一般の家庭に置き換えると、月収四十万円の家計で支出が六十四万円ぐらいある計算になる。つまり毎月二十四万円どこからか借金している状態だ。もともと大変なローン、国債発行残高があるわけで、ローンは膨らむ一方では、普通ならお金を貸してくれるところもない。借りるとしても一般人であればヤミ金融しかない。個人ならとつくに自己破産の道を選んでいだろうし、国であってもデフォルトに近い状況にある。ただ、日本という国の支えがあつて、国債を引き続き発行できてきたのが現実だ。またその国債を買ってくれるところが金融機関を含めてたくさんあつた。

家計で言えば生活費に相当する一般歳出の割合が、一九六五年からどんどん低下している。自由度がどんどん失われているわけだ。借金の返済に充てなければいけない割合は四分の一近くまで上がってきている。尋常な状況ではないし、「借金まみれ」という以外に言いようがない。どうすればこういう問題を解決できるか。個人で考えれば分かるが、まず過去の借金を整理して生活を小さくしてとかいうことになると思う。しかし、歳出を二割もカットすることは実際にはできない。

一体化改革に疑問

では、それ以外の方法、つまり地道に歳出を削

減し、歳入を増やす方法を考えるしかない。これが歳出・歳入一体改革の実態だ。私はこの言葉に非常に疑問を持っている。なぜ歳出と歳入を一体で改革するのか。なぜ歳入も同時に論じなければいけないのか。本来、歳出カットが先ではないか。歳出が十分削減された上で歳入の方途を探すべきなのに、一緒にやっちゃおうというこの表現に官僚のするさというか、したたかさを感じる。

現在の赤字財政体質は政府、なかんずく財務省あるいは以前の大蔵省が作り上げたものと言つて差し支えないと思う。バブル崩壊後、一九九〇年代半ばごろ一時景気がよくなったと思えた時があった。そのときに当時の橋本内閣は消費税を三％から五％に上げ、景気が冷え込む原因を作った。俗に「経済失政」と言われているが、その反動でその後の小渕内閣では景気を刺激する政策を取った。それが今の国債残高の増加や、国債費の比率の増加につながった。

国債依存度は、歳入の中で国債の占める割合を言うが、九八年度には二〇・六％、翌年には三七・九％になり、二〇〇三、〇四年度には四四・六％（いずれも当初ベース）、歳出の半分近くは国債を発行しなければ賄えない状況になってしまった。バブル経済によって、九〇年度から九三年度まで赤字国債を発行しなかった時期がある。ところが、消費税引き上げ後の景気悪化で税収は非常に低迷する、これを補てんするため、赤字国債の発

行額がどんどん増えた。九十九年度は、建設国債は九兆円だったが、赤字国債は二十二兆円、二倍以上の量になった。さらに二〇〇三年度、〇四年度には、建設国債は六兆円台なのに赤字国債は実に三十兆円。尋常ではない数字を盛り込んだ予算がどんどん通過した。

建設国債は名の通り何らかの建設、つまりインフラにつながるようなものを作る。その費用を充当する目的のものである。今作っているが、自分の子どもたちもそれなりにそのインフラを使える。借金を将来に残しても、子どもたちも享受するわけだから、その借金の返済を子孫の税金で賄ってもかまわないという考えがあった。これはそれなりに説得力があるが、赤字国債は全くない。赤字国債はその場しのぎだ。その年に金が足りないから借金するというもので、これを同じような形で子孫に付け回していいのか。

もう一つ問題なのは、国債費の割合が非常に増えていること。二〇〇二年度には二〇%だった。その後二一%、二二%と毎年増えていく見通しだ。発行と返済は時期がずれる。国債は十年債が多いので、発行が増えると少し時期がずれて国債費が増えてくる。

決め手に欠ける歳出削減策

それではどういった歳出削減策があるか。国債費、公共事業、地方交付税、社会保障の四つに分けて考えてみたい。

国債費は過去の借金によるものなので、減らす

ことはできない。発行を抑制して将来への負担を減らす以外に方法はない。景気がよくなり、経済成長が進んだ場合には当然物価が上昇する。そうすると利払い費も増えるという問題がある。国債には新規国債以外に借り換え債がある。六十年償還ルールというのがあって、六十年間掛けて毎年一・六%ずつ返せばいい。それ以外は借り換えと言う考え方だ。新規国債を抑制しても借り換え分があるので簡単に借金は減らない。逆に利払い費は増える可能性がある。二〇〇六年度は一八・八兆円。以降経済成長率を二%として、一兆円ずつぐらい増えるような感じになっている。

もう少し成長率が高くなったらどうなるか。財務省の試算では三%成長ならば、三年後には二十四・六兆円、四%成長なら二十八・八兆円まで増える。景気がよければ財政収支は本来好転するはずなのに、逆に硬直的な財政の最大のネックである国債費は増える一方だ。非常に矛盾した構図ができてしまっている。

一般会計の歳出に占める利払い費の比率は一九八六年度に一九%だったが、その後ずっと低下してきていて一昨年は八%台まで落ちた。金利が一般的に下がり続けてきたから、その恩恵を受けた。一%上昇すれば三年後には四兆円の国債費増加につながる試算もある。余談だが、利払い費の増加にはいろいろな意見がある。国債を個人で持っている人は比較的年齢の高い方が多い。利払自体は税金なわけで、税金を払っているのは現

役世代であり、現役世代の税金が高齢者に回るのはけしからんという議論がある。ただ、ゼロ金利の状況で一番打撃を受けているのも高齢者だから補てんするのは当然だという声もある。

財務省や内閣府の中には、利払い費を抑えたい、従って利払い費を抑える方法を探りたいという動きがある。利払い費が一定であれば財政再建も何とかなるという計算だが、これは本末転倒の話で、景気がよくなれば金利が上がるのは仕方ないことだ。

公共事業費については、政府内で毎年三%ずつ削減していくという合意がある。〇六年度の公共事業関係費は七・二兆円。かつて公共事業の割合はかなり高かったが、七・二兆円というのは全体で見ると十分の一もない。これを三%ずつ削減していくても五年で一兆円ぐらいにしかならない。

三番目の地方交付税。二〇〇七年度に今年度の十四・六兆円から十七兆円に増えることが明記されている。以前交付税特別会計が借り入れた分の返済が始まるからだ。三位一体改革を進めたにもかかわらず、こういう厳しい問題が残っている。地方交付税をめぐる問題は、道州制の問題が進んで自治体の形式が変わらないと容易ではないのではない。

歳出削減の重点分野

四番目は社会保障関係費の問題だが、医療制度改革をめぐる議論が一応決着した。焦点は年金と介護制度。基礎年金の国が負担する割合は今三分

ののだが、○九年度までに二分の一にすると決まっている。財源をどこから持ってくるかが最大の課題だ。

与謝野経済財政担当相は、五月半ばに歳出削減の重点分野について「国民の財布から一番遠いところから考えていけばいい」と言った。つまりあまり国民個人の負担にならないものから考えていくべきだといって順序を付けた。一番が公務員の人件費、二番目が公共事業費、三番目が地方財政、なぜか四番目は防衛費、五番目が社会保障関係費だと言っている。社会保障はあまりに話が大きく、財源を手当てする方法は一つしかない。つまり、消費税の引き上げだ。それを先に言ってしまうと、改革案がまとまらない可能性があるの为先送りしましょうというように聞こえる。というわけで消費税問題を後回しにするためか、人件費の削減とか国有財産の売却の話が出ている。

自民党の財政改革研究会は、公務員宿舍の売却とか、政府が保有する金融資産を証券化する、あるいは国有財産の命名権を売却しようと提案している。驚くのは、そういったことによって百兆円を捻出できると言っていることだ。申し訳ないが、本当かなという感じがする。売れるものと売れないものがあるし、売りに出したら値が下がるのが常識。かつて中曽根内閣で、民活という形でいろいろな国有財産の売却をやった。ご案内の通りそれがバブルの引き金になった歴史的な現実がある。そういうことを思い起こすと、一等地をど

んどん売ることについても疑問が残る。

いずれにしろ、高齢化する中で社会保障関係費について減らすのは容易ではない。大幅な負担増を強いことができないのなら、給付を減らす方法しか現実にはない。一八％削減する場合には、基礎年金の支給開始年齢を四歳遅らせるしかないと申し上げたが、実際そういう方法を取れないものがある。中には、「七十歳でも払わなくていい」という暴論もあるが、それはおよそ先進国がいう話ではない。国民は等しく一定の生活を享受する権利があるので、それをみんなで負担するのは当たり前のことだ。

年金問題で不信感増幅

一方、歳入増を図る方法には何があるかと言えば、消費税以外にない。今の消費税率五％を、どの段階で何パーセント引き上げるかがポイントになる。一％引き上げると二・五兆円の税収増になると言われている。このうち地方に回る分があるので二兆円ぐらい。今、消費税の税収は十兆円ぐらいだから、一％分は大体二兆円。公共事業関連費の削減、減らせない社会保障関係費、なかなか減らない地方交付税、増える一方の国債費ということを組み合わせると、最低でも一〇％に乘せない限り、いくら自然増収があっても二〇一年のプライマリーバランス均衡の実現は無理だと思う。

政界では、今の五％を一気に倍の一〇％に上げることが無理だとする意見が大勢だ。最初は二％

か三％が落としどころかなと思っている人が多い。仮に二段階で八から一〇％とやったとしても、本当に均衡まで持っていけるか。国債費の増加分を考えると非常に危ういものがある。途中で頓挫してしまうのではないかと懸念を私は抱いている。

不安なのは政治の問題。政界はポスト小泉を選ぶ段階に入ってきた。有力な候補者の中で消費税の引き上げについて最も前向きにとらえてきたのは、自分の役職のためもあると思うが、谷垣財務相だ。谷垣財務相は○七年の税制改正で消費税の引き上げを盛り込み、○八年度に実施する。○九年度の年金への繰り入れ、引き上げには間に合うから、と堂々と主張されてきた。これまでずっと主張してきたが、先週金曜日の会見になって突然、年度の口を口にするのをやめた。やらなければいけないが、時期については聞いても言わない。ポスト小泉レースが日程に入ってくる中で、これを口にするのは調子が悪い、口にするにしても今の段階で言うのは自分にとってよくない、と判断した結果ではないか。

自民党税制調査会の柳沢伯夫会長も従来、早めに引き上げるべきだと言っていたが、○七年は無理じゃないかと言うようになった。参議院選挙が日程に入っている中で、引き上げました、はい参院選です、と言うことはできない。参院選と消費税といえば昔、土井たか子さんが「駄目なのは駄目」といって社会党を大勝させ、いわゆる「山

が動いた」ということがあった。その記憶が深く残っているのではないかと思う。

国民の間には年金財政について強い不信感がある。このところの新聞をにぎわしているのは社会保険庁の不祥事だ。国民年金納付義務のない人に、免除扱いにしませんかと問いかけて免除してしまう。それによって納付率を上げる。納付率の向上というのは単なる数字合わせであって、本来、国民年金の保険料収入を増やさなければいけない。収入を増やして将来の支払額を増やすのが目的なのに、全く本末転倒なことをやっている。

今回の件は国民年金だけでなく年金制度全体に對して、いいか悪いか分からないが、「これじゃ駄目だな」と、みんなが改めて考えるきっかけになったと思う。そういう中で、年金の費用が足りないから消費税を増やしてくださいと言える政治家がいるかどうか。今の与党の中では非常に難しいと思う。社会保険庁の改革はすぐには進まない。いずれ改めて仕切り直しになると思うが、新しい総理が、年金が将来、厳しいので消費税を上げたいということを言えるのか、その覚悟があるかどうかは非常に問われるところだ。

納税者番号制、検討のとき

もともと消費税の増税は難しい。参院選挙で社会党が大勝した例もある。内閣が一つ二つつぶれても不思議ではない。消費税の前に売上税構想というのがあったが、野党の牛歩戦術の前に敗れて廃案になった。当時の竹下蔵相に私が「廃案にな

りましたね」と言ったら、「君、提案まで持ってきただけでもすごいんだ、またやるよ」とおっしゃっていた。実際、彼が総理になった後、消費税に形を変えて提案した。しかし、リクルート疑惑もあって竹下さんは消費税と引き換えに退陣した。橋本総理も消費税を引き上げて景気悪化の中で参院選を戦い大敗。政権を小淵さんに譲った。

消費税を引き上げると、景気に悪影響をもたらすことは間違いない。国民も支持しない。選挙をやれば負ける可能性は極めて強い。今回の参院選ではなく、次の選挙を待てばいいという人もいるが、その先いつ衆院選になるか分からない。そういう中でちゃんと提案できるのかどうか、政治家の度胸が非常に問われている。次の次の総理を目指せばいいという議論も出るが、これはあまりに卑怯であり、きちんと議論するべきだと思う。法人税収が予想外に伸び、消費税の引き上げ分を補って余るぐらい増収があつて、歳入全体を押し上げるということもあるかもしれない。しかしそれは、引き上げの時期を遅らせるだけであつて、今後、高齢者が増えることを考えたら必ず引き上げの話はくる。

捕捉率が低いという話がある。税金を払うべきなのに、払っていない人がいっぱいいる。納税者番号制を導入すれば捕捉率が上がって消費税一%、二%分ぐらいすぐ取れると財務省の人は言う。二十年ぐらい前、(非課税の仮名口座防止のため)グリーンカード制度というものを導入する

計画があつたが、事実上の納税者番号制と受け止められ、導入できなくなった。日本人は番号制度に対する警戒心が非常に強い。しかし、住基ネット法があれだけやすやすと通過してしまったことを考えると、納税者番号制もできるんじゃないかという気はしないわけではない。むしろ思い切つて取り組んだ方が、年金の問題、健康保険の問題、さまざまなものの一元管理につながる。いろいろ不都合なこともあるかもしれないが、よいのではないのか。ただ憲法改正問題も動いているので、一緒にしてとらえられる難しい部分があるが、納税者番号制は決して悪い話ではないと思つている。

高齢化が安定するのは二〇五〇年ごろと言われている。今から四十年ほどたつと、日本の人口ピラミッドはおおむね安定した形になるだろうと予想されている。それを見越したじっくりした議論が重要ではないか。

その間に日本の国力が落ちて法人税増収なんてとんでもないということになるかもしれないが、そのあたりを見越したじっくりした議論が大事だ。国債の発行も六十年という長い償還でやっているわけで、そのぐらいの長さを持つて議論してどうか。短兵急にプライマリーバランスだけを追つて、消費税を引き上げるところへ持つていくのはかえつて議論を複雑にし、実現を遅らせるだけではないかと思う。(本稿は、同盟クラブで五月三十日行われた講演の一部を要約した)

移民問題で「主役」のスペイン語メディア

反移民派のよりどころは名アンカー

佐藤 成文

(在米ジャーナリスト)

それは、まさに虚を突かれたということだろうか。メディアはおろか、主催者さえ予期しなかったほどの大規模なデモが、アメリカ全土の主要都市で展開され、「街頭で、突然の移民の大きなうねり」という『ニューヨーク・タイムズ』の見出しが物語るように、一躍トップニュースに躍り出た不法移民問題だ。

主としてラティーノ（ヒスパニック）と呼ばれる中南米出身で占められる一千万人とも千二百万人とも言われる不法滞在者の存在は、近年アメリカにとって恒常的な政治、社会、経済問題として、さまざまな議論の的となってきた。しかし、社会の底辺でひそやかにアメリカ経済を支えてきた移民社会は、これまでは政治的には目立つ存在ではなかった。ところが、三月末から五月初めにかけて、文字通りアメリカ全土を揺るがせた移民規制強化に反対する波状的なデモは、いまや黒人（アフリカ系アメリカ人）を追い越して、アメリカでの最大のマイノリティ（少数民族）となったラティーノの政治的発言力の強大さを物語るものとなった。そして、日常は、毎日生活に追われている移民たちをデモに駆り出し、予想外の大規

模なデモ行為を演出したのは、ここ数年アメリカ国内で一段と存在感を強めているスペイン語メディア、特にラジオ局の影響力だろう。

そして、これに対抗するように「反不法移民キャンペーン」を売り物に一方の極で影響力を強めているのが、「ニュース報道で最も信頼されている名前」をスローガンとしているCNNの「鬼っ子」となった感じのベテランアンカー、ルー・ドブズだ。視聴率競争でフォックス・ニュース・チャンネル（FNC）に完全に差を付けられているだけでなく、後発のMSNBCの追撃も受けているCNNが、政治的保守派の牙城となった感のあるFNCとは違った「中立的な報道」をセールスポイントにしているものの、「POV（ポイント・オブ・ビュー）ジャーナリズム」（自らの視点）というドブズの「偏向報道番組」の視聴率だけが上昇するという皮肉な結果となっている。

微妙な移民改革法案の行方

移民デモの引き金となった連邦議会での不法移民規制強化法案の審議は、上院本会議が五月末に移民改革法案を可決、既に昨年末に独自案を通過

させた下院との間で、法案一本化を図る両院協議会待ちとなっているが、両院の法案は大きく食い違っており、調整は極めて困難との見方が支配的だ。先に可決した下院案は、不法移民の規制に焦点を絞ったもので、①不法入国を重犯罪とする②不法移民の入国・滞在をほう助した者も重犯罪として処罰する③不法移民阻止のためメキシコ国境沿いに一千*を超える障壁を建設する④不法移民を雇用した企業への罰則強化といった「こわもて」の内容。

これに対して上院案は、一千万人を超える不法移民の存在を「現実」として受け止め、五年以上の不法滞在者には合法移民への道を開く一方で、二年未満の不法滞在者は強制的に国外退去させるなどとなっている。このほかジョージ・ブッシュ大統領の意向を酌んで、「ゲスト（一時滞在）労働者」プログラムを立ち上げ、永住権への道を開くこととしており、さらに、ラティーノの移民社会での英語習得が遅れているという認識から、「英語を国語（ナショナル・ランゲージ）」として「宣言する」という条項も含まれている。

移民規制強化に反対するデモは、下院案が通過した後、アメリカの主要都市で今年一月から準備が始まったものの、当初は数万人規模となれば上出来というのが主催者側のもくろみだった。しかしふたを開けてみれば、一躍全米のトップニュースとなった三月二十五日のロサンゼルスでのデモは、実に五十万人を超えるという、一九五〇年代

から一九六〇年代にかけての公民権運動の高揚期や、一九七〇年代のベトナム反戦運動でのデモの規模をはるかに上回るものだった。ダウンタウンにある市役所庁舎を目掛けて、二十ブロック以上の街頭を埋め尽くしたデモ参加者の圧倒的なボリウムは、ラティーノ・パワーを見せ付けるものだった。

スペイン語メディアが呼び掛け

数万人規模の予想だったデモが、五十万人にまで膨れあがった背景には、スペイン語ラジオ局のデイスクジョッキーたちの呼び掛けがあった。主催者は、デモを十日後に控えた三月十四日に、ロサンゼルス市内のラティーノ居住区にあるレストランにスペイン語メディアの代表を招いてデモの説明会を行ったのだが、その席で参加者たちの間から、デモの成功のためにスペイン語メディアとして協力しようとの声が上がリ、特にデイスクジョッキーたちが所属のラジオ局の枠にとらわれず、番組中にデモ参加を呼び掛けたことが、デモの規模を大きくしたようだ。

ロサンゼルスに先立って、アメリカ第二の都市シカゴでは三月十日にデモが行われたが、参加者は、推定三十万人という予想外の規模となったのも、同市のスペイン語ラジオ局の呼び掛けが大きな役割を果たしたためで、ロサンゼルスでのデモ動員の参考になったという。

確かに、ここ数年のアメリカの大都市でのスベ

イン語放送媒体の伸長ぶりは目覚ましいものがある。ラティーノ人口の増加でマーケットとしての魅力が増しているためで、ロサンゼルスでは、それこそ、AM放送にせよ、FM放送にせよ、ダイヤルを回せば、一―二局置きにスペイン語放送が流れてくるありさまだ。ロサンゼルス市を中心としてロサンゼルス郡（カウンティ）と、その南に位置するオレンジ郡は一体化した放送市場だが、全部で約五十局あるラジオ局のうち、スペイン語放送局は実に十七局に達している。韓国語やベトナム語、日本語などのエスニック・ラジオ局もあるものの、外国語局ではスペイン語が圧倒的なシェアを占めているだけでなく、ラジオ放送全体でもシェアは二―三％をオーバーしているほど。このほか二十四時間放映の地上波テレビ局が二局あり、ネットワークテレビと同じようにニュース番組を含めたフル編成だ。

シカゴでもスペイン語ラジオ局が高い聴取率を上げている。トップ十五位までのラジオ局のうち、スペイン語局が五局を占め、うち一つはトッブスリーの一角にある。ラティーノ人口の多い都市だけではなく、これまでスペイン語局がなかったデトロイトやミルウォーキーでも、ここ一年で二十四時間放送のラジオ局が開局、サービスを開始している。

ラティーノ・コミュニティの間でも移民問題をめぐる危機感の高まりは、下院の移民改革法案が、不法移民を賞罰・国外追放の対象とするだけ

でなく、これらの移民を助けた家族や親族、教会や福祉関係者をも犯罪人として処罰することを規定しているためだ。

長年アメリカ国内に滞在しているラティーノを主体とする不法移民の大部分は、単に個人として、司法の目から逃れてひそやかに暮らしているのではなく、合法移民である親類縁者を頼ってアメリカに密入国し、その助けを借りながら、これらの人々と構成する大家族のメンバーとして、アメリカで働き、税金を支払って暮らしているのが実情だ。

それだけに、下院案が不法移民だけではなく、これらの親類縁者やソーシヤルワーカーなども重罪人の「共犯者」として処罰の対象にする内容になっていることが浸透するにつれ、デモ参加への呼び掛けが大きな説得力を発揮している。

アメリカで生まれた不法移民の子弟はすべてアメリカ国籍を有するアメリカ国民であるため、下院案が法律となれば、親子が引き裂かれるという可能性もあり、違法移民への反対が、「当事者」である違法移民だけでなく、合法移民の間でも強まっている理由のひとつだ。

反移民の急先鋒はルー・ドブス

おしなべて移民規制に反対のスペイン語ラジオ局とは対照的に、パーソナリティーによる時事問題のコメントと電話を通じたりスナードのやりとりで構成される「トーク・ラジオ」という英語の

ラジオ局の番組は、「エア・アメリカ」といったリベラル派向けの放送を除いて、大部分が移民規制強化を前面に打ち出している。ラッシュ・リンボー、ビル・オライリーといった著名な保守派のパーソナリティーの番組では、「不法移民がいかに膨大な数に上り、アメリカ経済では不可欠な役割を演じ、コミュニティに定着しているとしても、法律を犯してアメリカに入国した犯罪者である事実には変わりはない」といった議論が繰り返されており、スペイン語ラジオ局のトーンとは対極的だ。

そして、アメリカの放送ジャーナリズムで移民問題への取り組みで「大御所的存在」がCNNのルー・ドブス(六)だ。中西部のアイダホ育ちで、ハーバード大学で経済学を学んだ後、経済ジャーナリストとなった人物だ。起業家のテッド・ターナーが一九八〇年にCNNを立ち上げた当初からCNNの経済担当専任記者として、ビジネスニュース番組「マネーライン」のアンカーを皮切りに、CNNの経済・ビジネスニュースの最高責任者として文字通り君臨してきた人物。

二〇〇〇年に、当時のリック・カプラン社長とのニュースの扱いをめぐる対立から、一時CNNを退社し、宇宙関係のマルチメディア企業の経営に専任するものの、ターナーの懇請で翌年CNNに復帰、それ以来ウィークデーの午後八時からのプライムタイム一時間番組「ルー・ドブス・トゥナイト」のアンカーとして、一般ニュースを取り

上げる番組の司会役を務めている。

全くすきのない、仕立てのよい背広を着た白髪の偉丈夫な立ち居振る舞いは、いかにも洗練された経済ジャーナリストのイメージで、しかもよく通る重みのある声は、テレビ向けの「グラビタス(権威)」を感じさせる。

そのドブスがCNNに復帰して以来、自分の番組でベット・プロジェクトとしているのが①工場やサービスの海外委託であるアウトソーシング、オフショアリングへの強硬な反対論を軸とした保護貿易主義的論法②不法移民に対する強い反対論——だ。「国際化時代とはいえ、アメリカの労働者の働き口が中国やインドといった海外に流出するのはけしからん」という論法で、アウトソーシングがもたらすアメリカ経済へのマイナス面を強調するニュース報道や、ゲスト出演が目立つ番組構成だ。

そして、不法移民問題でもここ数年、機会あるごとに、法治国家として見逃すことはできない存在だとの原則論を盾にして、不法移民の流入がいかにアメリカ社会をゆがめているかを指摘するニュースを積極的に取り上げてきた。今年に入ってから、不法移民問題が論争の中心に浮上してからは、従来にもまして不法移民反対の論調を展開している。

その報道ぶりには、不法移民を防ぐことができない国境警備の不備に焦点を絞った「破たんアメリカの国境」や、不法移民への医療や福祉サービス

スの不当さを指摘する「グレート・アメリカン・ギブアウエー(アメリカの大盤振る舞い)」といった常設コーナーの名称がすべてを物語っている。

POVジャーナリズムの台頭?

FN Cとは一線を画した「公正な報道」をセールスポイントとしているCNNにあって、視聴率が軒並み低下している番組の中で唯一の上げ潮の番組だけに、「ルー・ドブス・トゥナイト」は例外扱いだ。「ああでもない、こうでもない」と双方の立場を単に伝えるというジャーナリズムは任務放棄だ。「真実については、公正やバランスといったことは不必要だ」と、「自らの視点」からの報道を続けていく姿勢を明らかにしている。

組織的には上司に当たるジョナサン・クライン国内ニュース担当社長も、「スーイ・ジュリス(責任能力のある者)」という法律用語を持ち出して、ドブスを例外扱いしているものの、「公正な報道」を放棄して、移民規制強化論者を勇気付ける報道への批判も強まっている。ドブス自身は、これまで通りの主張を繰り返しており、移民問題がトップニュースになってからは、NBCといった他のネットワークの番組にも出演するほどの人気キャスターとなっている。

移民問題をめぐるスペイン語ラジオ局やルー・ドブスの活躍ぶりは、「メディア」がメディア(媒体)であることからプレーヤー(主役)に変身しつつある流れを示唆するものかもしれない。

海外情報

『フランス・ソワール』経営、不動産業者に
政治・文化より競馬・セレブを優先

フランスで昨年十月三十日、経営不振によりリールの商事裁判所から貸金支払い不能状態と宣言され、経営再建の方策を探るため六カ月の猶予を与えられた夕刊大衆紙『フランス・ソワール』で、猶予期限の今年四月末を前に裁判所が指名した買収者を不満とした全社員が無期限のストライキに入ったが、控訴裁判所も一審の決定を支持した結果、二カ月近いストも終了、六月七日に新たな『フランス・ソワール』が出現した。

第二次世界大戦中のレジスタンス新聞を母体として、一九四四年にパリで創刊された『フランス・ソワール』は、四七年に大型出版グループ「アシエット」の支配下に入り、六〇年代にはフランス最大の新聞として百万部を超える部数に達したが、その後低迷が始まった。七六年にはロベール・エルサン王国の傘下に入り、九六年エルサンの死後は、王国を構成していた二つの持ち株会社の一つ「ソクプレス」に所属したが、低落の進行は止まらず、九九年に一羽という象徴的な値段で実業家ジョルジュ・ゴーンに売却される。さらに二〇〇四年にエジプト系の実業家ラミー・ラカーに買収されたが、ついに五万部ほどにまで落ち

込んでしまい、〇五年十月の商事裁判所による期限付き経営再建策模索の要求となった。

こうした状況の中で今年三月十三日に、ロシア生まれのイスラエル系フランス人で『モスクワ・ニュース』を所有するアルカディ・ガイダマクが、全社員の仕事の保証と負債全額の肩代わりを内容とする救済案を示して、『フランス・ソワール』買収の名乗りを上げた。だがガイダマクは、マネーロンダリングの容疑でイスラエル警察から引き渡しを求められ、フランス当局から脱税とアングラへの不法な武器輸出容疑で追われている人物で、フランスでの逮捕を免れるため、ロシアからの申請であった。

『フランス・ソワール』の買収にはほかに四件の申請があり、これを審査した商事裁判所は四月十二日に、申請者の中から不動産事業者のジャン・ピエール・ブリュノワと『フランス・ソワール』のスポーツ記者オリビエ・レイのコンビを買収者として指名した。このブリュノワらの計画は、現在百十余人を数える社員を五十一人に削減し、政治記事や文化欄などの代わりにスポーツ、競馬、有名人のニュースなどを中心とする新聞に転換するといふもので、彼らの言葉によれば、イギリスの『サン』や『デーリー・ミラー』のような「大衆的高級紙」を目指すという。オリビエ・レイは「人々にこれまでと異なるものを提供するには、これが唯一の可能性だ」と述べた。

しかし『フランス・ソワール』の社員は人員を

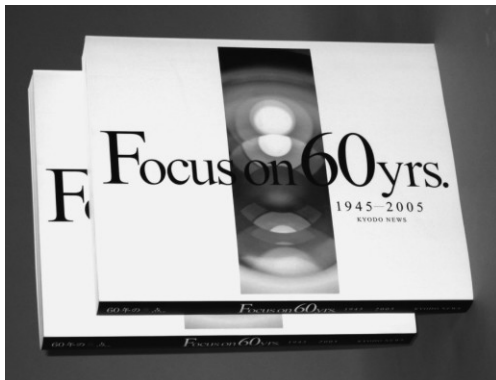
半分以下に削減する再建計画を選んだ裁判所の決定に強い拒否反応を示し、ガイダマクによる買収の方を求めて、四月十三日から無期限のストライキに突入し、四月十四日には「レジスタンス」の題字を掲げ、政治面と文化面を白いまま残した特別版を発行するなど、激しい抵抗を始めた。

四月二十九日、ドイツ『ユンゲ・ウェルト』によるインタビューで、『フランス・ソワール』の編集長の一人は、ストを続けている理由について、「これは社員の半分も残さない提案に対する古典的な労働争議だ」と述べ、政治、経済、文化ニュースの代りに、スポーツ、競馬、セレブの記事で埋めるのでは「赤新聞」になってしまうと批判した。さらに、フランス当局からの逮捕命令を承知の上でガイダマクへの身売りを希望するのは、これが全社員の仕事を保障し、新聞の質を保持していくための唯一の道だからだ、と述べた。

しかし、この問題を審議した控訴裁判所も五月十六日に、『フランス・ソワール』側の主張を退け、一審の決定を支持した。この判決を聞いた政治記者の一人は「『フランス・ソワール』は五月十六日午後四時に死んだ」と声を上げた。

六月七日、タブロイド判の新たな『フランス・ソワール』が登場した。全国六カ所で十五万部印刷され、全四十ページのうち八ページが競馬の記事に充てられた。創刊以来の通しナンバーは破棄され、紙面には第1号と記されていた。

(広瀬 英彦 東京大学名誉教授)



①「共同通信社60周年記念写真集」



②砂嵐 2003年3月25日イラク南部のサマワ近郊、砂嵐で一带がオレンジ色に染まる中、警戒に立つ米陸軍第三歩兵師団の兵士



③JR脱線事故 2005年4月25日、兵庫県尼崎市のJR福知山線で快速電車が脱線して線路脇のマンションに激突、乗員乗客107人が死亡した

「Focus on 60 yrs」

共同通信社、「60周年記念写真集」刊行

戦後間もない一九四五年十一月一日、旧同盟通信解散を受けて共同通信社が発足し、ニュース活動を開始した。

二〇〇五年十一月に社創立六十周年を迎え、敗戦直後から歩んだ六十年間の記念として、共同通信社の写真記者、記者が撮影した写真を中心に、提携する海外の国際通信社の写真も収容、「時代の目撃者」の目を通して現代史を振り返る写真集「Focus on 60 yrs 60年の焦点」にまとめた。

戦争と動乱の二十世紀。全世界に衝撃を与えた二〇〇一年九月十一日の米中枢同時テロ、それに続くアフガニスタン、イラクでの戦争に象徴されるように、二十一世紀もまた民族、宗教の対立が先鋭化しテロが多発、自然界にも異常気象や環境破壊など地球規模の課題が続出している。

写真集は八つの特集と年表部分の六章で構成。

ニューヨークの世界貿易センタービルにハイジャックされた民間機が突入、同ビルが崩落する衝撃的な場面から、その後のアフガニスタン、イラク攻撃、自衛隊派遣までを特集の巻頭に据え、新潟中越地震・インド洋大津波、皇室、海外で活躍するスポーツ選手、巻末特集として五輪報道、世界遺産、考古学を収録した。

また、速報が使命とされる通信社写真記者の現場が、銀塩フィルムから電子カメラ、パソコンでのデジタル送信へ進化してどのように変わってきたのかについても紹介した。

年表部は十年単位六章に分けて見出しを付け、従来の時系列で並べる方法とは逆に二〇〇五年から一九四五年へさかのぼる方法をとった。各章末に簡単な年表を入れた。

A4判、全二百九十ページ（うちカラー百九十二ページ）で写真五百七十六枚（うちカラー三百五十二枚）を収録、株式会社共同通信社から市販もしている。販売価格二千円（税込み）。

（千葉 慎一＝共同通信社六十周年記念事業準備室次長）

「時事通信社60年史」を刊行

「日本メディア史」の重要資料にも

時事通信社は報道機関であると同時に「メディア事業者」でもある。発足当初は「紙の割り当て」を受けた「出版」。朝鮮戦争を経て日本経済が復興すると、紙媒体による「業種別速報」「専門通信」が収入の多くを占めた。東京五輪の開催を前に一九五九（昭和三十四）年から一般紙向けの本格的なマスメディアサービスを開始した。その伝達手段となったのは時事独自のホーガンファクスである。

さらにパソコンなど電子媒体の登場が時事の姿を大きく変えた。一九八二（昭和五十七）年からマスメディアサービスでJETS-JACS、一九八六（昭和六十一）年から金融経済情報の時事MAINを開始した。特に六十年史の主な対象期間のこの十年はIT（情報技術）革命と金融革命、冷戦の終結と経済・金融のグローバル化が同時に進んだ大変革期。電話・テレックス・電子計算機・ラジオ・テレビ・レコードが一体化、しかも小型化して大容量データが送信できる時代に入り、メディア事業では新規参入・再編を含めた「ビッグバン」が始まろうとしている。

時事通信社はメディアの多様化の中で「報道」と「情報」の違いを常に意識しながら、新しい事業展開を模索し続けている。この時事の歩みは

「戦後メディア史」そのものでもある。「時事通信社六十年史」は一九九五年発行の五十年史を下敷きに、その後の十年間の主な事業を付け加えたものである。編集作業は写真のデジタル化を含めてDTP（デスクトップ・パブリッシング）で行い、内容はデジタルデータとして保存してある。

全体の構成は、巻頭カラーグラビアの「六十年の歩み」「銀座新社屋」など暦年記述を中心とした第一部（一九四五年～一九五五年）、第二部（一九六〇～一九七〇年）。第三部ではメディア事業の多角化など、この十年間の主な事業、第四部では「機構組織とそれぞれの事業」を取り上げている。

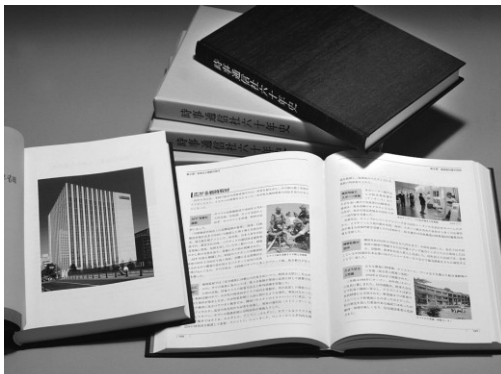
第五部資料編では、過去六冊の社史の記述を基に、「時事のサービス・商品の変遷」などを図表の形で、できるだけ詳細に盛り込んだ。時事通信の過去のさまざまな事業を、この機会にまとめた記録として残そうと考えたからだ。ただ、商品の具体的な内容、サービス期間などが必ずしもはっきりしないこともあった。「モールス通信」「ヘルシュライバー」「テープ式模写電送」など「想像」するしかない通信手段の名も出てくる。

エピソードには、一九四六年に長谷川才次代表が自ら、亡命先の共産中国から帰国したばかりの野坂参三氏に「聞き書き」して「亡命十六年」を出版した……などもあった。ベビーブーマー世代の編集者にとっては「親米・保守反動の言論人の代表」と「刷り込まれ」ていた長谷川氏の経営者としての別の一面を発見した思いだった。

同盟通信から引き継いだ「映画芸能」という速報サービス（一九七〇年三月まで）があった。東京や各地の記事を各支局が受信し、パンフレットにして、自転車で顧客に配達する——という商品。映画が娯楽の王様だった時代に地方の映画館主が封切り映画の客入りを知る重要な媒体で、高額でも結構売れたようだ。そういえば、東京の映画館で一年も前に上映した映画を地方都市ではまだやっていた時代があったことを思い出した。

六十年史では数々の特だねや取材エピソードには事欠かないが、これらの「資料あさり」にもそれぞれ戦後史の一断面の発見があり、結構楽しい編集作業だった。

（重城 康二＝時事通信社史編集事務局局長）



「時事通信社60年史」

許諾がない副教材テストの発行は違法

マスメディア関連の裁判を見る (24)

(東京地裁 平成一五(ワ)二九七〇九号)
 Ⅱ 著作権民事訴訟事件

佐藤 英雄

小学校の国語教科書に準拠した副教材に、作品を無断で使用されたとして、著名な児童文学者ら二十三人が大手副教材出版六社を相手取り、総額で十億円を超える損害賠償を求めた訴訟。東京地裁(高部真規子裁判長)は平成十八年三月三十一日、複製権侵害を理由とする損害賠償請求権は、そのほとんどが時効で消滅しているが、被告は「悪意の受益者」として、使用料相当額を不当利益のため返還する義務がある、と三千五百余万円(ほかに遅延損害金や利息金)の支払いを認める判決を言い渡した。

副教材を教科書に準拠し製作、販売

原告は児童文学者、美術大学教授、農業大学教授、詩人、翻訳家、ジャーナリスト、作家、昆虫の森園長、小児科医らで、故人となった作者の権利を受け継いだ人を含む計二十三人。作品は昭和五十八年から平成十一年にかけ、光村図書、東京書籍、学校図書、教育出版、日本書籍および大阪書籍から出された六種類の小学生用国語科検定教科書に掲載された。

被告は青葉出版(株)、(株)教育同人社、(株)光文書院

(株)新学社、(株)日本標準、(株)文溪堂の六社で、同検定教科書が発行された昭和五十八年以降、全国の小生向けに、各教科書に準拠した副教材として小学生用国語テスト等を、教科書ごと、各学年の学期ごとに、長年にわたり製作、販売してきた。

その国語テストは、入試や模擬試験と同じように、通常B4判横、縦書きの一枚のテスト用紙を使用。ほとんどの場合、表裏とも中央のけい線によって上下に分けられた上段に、本件各教科書に掲載された各著作物の全部または一部を掲載したものである。

争点は(一)被告らが本件各著作物を本件国語テストに掲載したことが、著作権法三六条一項の「試験または検定の問題」として許諾なく複製できるか(二)著作人人格権を侵害するか(三)消滅時効は成立するかなど。

テストの使用と改変は適法と主張

被告らは、国語テストは、著作権法三六条一項の「試験問題としての複製」による適法な行為であるから損害賠償義務を負わないとして、次のような理由を挙げた。

(一) わが国の小学校教育は教科書中心主義で、国語テスト教材を発行するには、教科書掲載著作物を利用せざるを得ず、発行事業者である被告らに選択の自由はない。また教科書は、その教育目的から多数の著作物の著作物を編集して掲載しており、いきおい本件国語テストも、教科書に著作物が掲載された多数の著作物の著作物を利用せざるを得ないこととなる。従って、教科書に掲載された個々の著作物の著作物が本件国語テストへの掲載について許諾権を有することになると、一部の著作物が許諾しないために、本件国語テストの発行が困難になることが想定される。

(二) 国語テストに本件各著作物を掲載することとは、原告らの著作物の通常の利用を何ら妨げるものではない。①教科書には本件国語テストに掲載された分量よりも多く本件各著作物が掲載されており、国語テストに接する者は例外なく教科書を手元に持ち、既に教科書において本件各著作物を熟読玩味している②国語テストには、必要な範囲で本件各著作物の一部を掲載しているにすぎず、その掲載部分は教科書自体よりもはるかに少ない③本件国語テストは、小学校に直接納入されるもので、一般の書店等で販売される単行本の発行等による原告らの著作物の通常の利用を妨げるものでない。

(三) 著作人人格権の氏名表示権侵害について被告らは、本件国語テストを受ける児童らは、準拠対象教科書に掲載されている本件各著作物

を、既に熟読している者に限られ、しかも教科書には著作者の氏名の表示があることから、本件国語テストにおいて重ねて著作者の氏名を掲載しない場合があったとしても、著作者が創作者であることを主張する利益を害する恐れは全くなく、氏名表示権の侵害とはならない。

一方、原告らは、著作者人格権の同一性保持権侵害について①原作にある単語、文節や文章を削除しているもの②原作にない単語、文節や文章を加筆しているもの③原作にある単語、文節や文章を削除し、その代わりに、原作にない単語、文節や文章を加筆しているもの④原作の単語を全く別の単語に置き換えているもの⑤原作にはない非常に雑で漫画のような奇妙な挿絵が付加されているもの⑥原作の単語や文章を空欄に置き換えているものの六類型を示し、この結果、著作物の持つ人物、心情、情景や風景等の表現の印象、感覚および雰囲気等は全く違ったものになってしまい、また、各著作物の持つ語感、質感、体温、リズムおよびイメージ等も大きく変わってしまったとしている。

消滅時効について、原告らの主張は、各人の著作物ごと、使用された年度ごと、さらに、被告ごとにそれぞれ別個の不法行為を形成する。従って、昭和五十八年度から平成十一年度までの不法行為は、複製権侵害として合計四千四百五十二カ所、著作者人格権侵害として合計四千二百カ所になる。そのそれぞれについて、各原告がすべての

事実を現実に認識した時が、各不法行為の消滅時効の起算点であり、時効とはならないとした。

「試験、検定問題」の複製に該当しない

これに対し、裁判所の判断(要旨)は、以下のようなものであった。

(一) 試験または検定の問題として目的上必要と認められる限度において、複製することができるとした著作権法三六条一項の規定は、試験または検定を公正に実施するために、問題の内容等の事前の漏えいを防ぐ必要性があるため、あらかじめ著作権者の許諾を受けることは困難であること、そして、著作物を上記のような試験または検定の問題として利用したとしても、一般にその利用は著作物の通常の利用と競合しないと考えられることから、必要と認められる限度で複製することについては、一律に著作権者の許諾を要しないものとした。そうすると、試験または検定の公正な実施のために、いかなる著作物を利用するかということ自体を秘密にする必要性があり、当該著作物の複製についてあらかじめ著作権者から許諾を受けることが困難である。

本件各教科書に掲載されている本件各著作物が本件国語テストに利用されることは、当然のこととして予測されるものであるから、いかなる著作物を利用するかということについての秘密性は存在しない。よって、被告らが本件各著作物を本件国語テストに複製することは、著作権法三六条一項所定の「試験または検定の問題」としての複製

に当たるものではない以上、被告らの行為は、原告らの複製権を侵害する。

文字による表現の同一性を侵害

(二) 原告らの本件各著作物は、いずれも児童文学作品等で、文字によって思想または感情が表現された言語の著作物であるから、本件各著作物の変更が同法二〇条一項所定の同一性保持権の侵害に当たるか否かは、原告らの意に反して本件各著作物の思想または感情の創作的表現に同一性を損なわせる変更が加えられたか否か、すなわち、文字による創作的表現の同一性を損なわれたか否かによって判断すべきである。

原告らの主張する変更内容では「類型①②③④⑥」についての変更が、本件各著作物にある単語、文節や文章を削除し、本件各著作物にない単語、文節や文章を加筆し、本件各著作物の単語を全く別の単語に置き換え、または本件各著作物にある単語を空欄にするなどしたものである。このような変更は、いずれも、文字による表現自体を変更するものであるから、文字によって表した思想または感情の創作的表現の同一性を損ない、原告らの人格的利益を害しない程度のもとは言えないから、同一性保持権の侵害に当たらない。

被告らは、本件国語テストの変更箇所には、本件各教科書の表記に従い、同教科書に記載されている通りの変更をしたものがあり、それらは改変に当たらないと主張する。しかしながら、本件国語テストは、教科用図書ではないから、これと同

一に論じることができない。そして、教科用図書への掲載に際して改変することと、本件国語テストにおいて改変することとは、全く別個の行為であって、前者の改変が同一性保持権侵害に当たらない場合があるとしても、後者の改変が同一性保持権侵害に当たらないことにはならない。

「類型⑤」は、挿絵や写真が付加されているものである。言語の著作物と挿絵や写真の著作物は、それぞれ別個の著作物であるから、挿絵や写真がなければ著作者の文字による思想または感情の表現が不完全になるとか、著作者が文字による表現を視覚的表現によって補う意図で自ら挿絵や写真を挿入するなど、文字による表現と挿絵や写真とが不可分一体で分離できない場合に、挿絵や写真を変更することにより、創作的表現の同一性を損なうなどの特段の事情のない限り、同一性保持権の侵害には当たらない。また、これらの挿絵や写真の付加は、通常の著作者であれば、特に名誉感情を害されることがないと認められる程度のものであり、著作者の精神的・人格的利益を害しない程度のもので認められるから、意に反する改変とは言えず、同一性保持権の侵害には当たらない。

(三) 被告らは、本件国語テストは、著作権法一九条三項により著作者名の表示を省略することができると主張する。しかしながら、各教科書に本件各著作物の著作者名が掲載されるからといって、それとは別個の印刷物である

本件国語テストに著作者名表示の必要性がないということはできない。

(四) 複製権侵害を理由とする被告六社に対する損害賠償請求権のうち、原告十四人分は、すべて時効により消滅。その他の原告もその大部分が時効により消滅していることが認められる。しかし、被告各社は昭和五年から同十一年までの間、原告らの許諾を得ないで相当の利得を挙げっており、原告らは使用料相当額の損失を被っている。被告らは同相当額を不当利得として返還する義務がある。

訴訟相次ぐ国語副教材の出版

【後書き】 著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間と死後五十年間である。しかし、著作権の損害賠償請求は、民法の不法行為によって争われるので、消滅時効は侵害の事実を知ってから三年間である。訴訟提起までの経過を見ると、被告らの加盟する(株)日本図書教材協会は、平成十年八月、(株)日本児童文学者協会および(株)日本児童文藝家協会に対し、協議の申し入れを行い、この二団体の呼び掛けで、両団体のいずれにも属さない著作有志二十九人を加えた小学校国語教科書著作者の会(著作者の会)が同十一年一月に発足し、被告ら教材会社側との交渉が進められた。

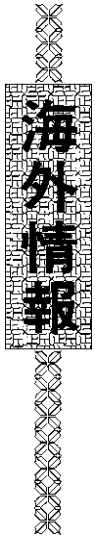
これとは別に、詩人ら(九人)から管理委託を受けたとする日本ビジュアル著作権協会が平成十一年三月、被告らを相手方として、東京地裁に出版差し止めの仮処分命令を申し立て、全国紙各紙

がこの事件を一斉に取り上げた。この仮処分の申し立ては、東京地裁が却下したものの、平成十二年九月十一日東京高裁が、この決定を取り消して、国語テストの発行を差し止める決定をし、翌日の全国紙各紙に大々的に報道された。この過程のいずれかで、原告側の全員は侵害の事実を知り得たことになる。

この仮処分の後、著作人九人(被告六社)が参加した出版差し止め請求訴訟(東京地裁平成十五年三月二十八日判決、判例時報一八三四号)と七人(被告一社)が参加した同訴訟(同平成十六年五月二十八日判決、同一八六九号)では、著作権法三六条一項所定の「試験問題」に当たらないとする東京高裁仮処分決定を踏襲し、消滅時効の抗弁は排斥されている。最初の訴訟の控訴審判決も、平成十六年六月二十九日に東京高裁から出されている。

また、最初の訴訟の際、被告らは国語テストへの利用は、著作権法三二条一項にいう「引用」に当たるとの主張を展開した。原告のうち八人は、この「引用」を指導したとされる被告社加盟の(株)日本図書教材協会を教唆、幫助に当たるとして損害賠償請求訴訟(東京地裁平成十六年三月三十日判決、同一八六一号)を起こしたが、協会には作為義務はないとして棄却。国語テストに使用された童話の著作権を持つ米国の財団も別途に訴訟を起こし、一、二審とも終えている。

(朝日新聞社社友)



海外情報

地デジ完全放送義務化に抵抗

米CATV、FCCの動き注視

米地上テレビ放送の完全デジタル化に伴いケーブル業界は、これまでとは異なる地上放送の再送信を求められ、放送とケーブル業界間での駆け引きが活発になってきた。

争点になっているのは「マルチチャンネル・マルチキャリア (multi-channel must-carry)」¹⁾。デジタル放送によって可能となった多チャンネル放送サービスにケーブル業界が対応することを求めているが、ケーブル業界は受け入れ困難との立場をとっている。

現行の放送に適用されているケーブル再送信義務は、放送局から送られてくる1チャンネルだけを想定していた。しかし、デジタル技術の進展は従来の放送電波帯で複数チャンネルの提供を可能にし、放送業界はケーブル事業者の対応を求めてきた。ケーブル業界にしてみれば、複数の放送チャンネル再送信が現在の事業環境に変化を迫るとの立場をとる。放送業界、ケーブル業界、連邦通信委員会 (FCC)、連邦議会の放送関連委員会を巻き込んだ政治的思惑が渦巻く中、この問題がどのような結論に至るかが注目されている。

六月八日、米連邦議会上院商業委員会のテッ

ド・ステイブンス委員長 (共和党、アラスカ州選出) は、放送事業者がデジタル放送で複数チャンネルの放送を行う場合、ケーブル事業者にこれらすべてを再送信するよう義務付けることについてFCCが決定を下すことを支持するとした。同委員長は、前日の七日、多くのケーブル事業者を前に講演した後、記者団に「再送信義務について決定されるのであればFCCによってではなく、議会によってなされるべきだ」とコメントしたが、これがメディア報道によって思わぬ方向に独り歩きを始めた (『マルチチャンネル・ニュース (MN)・オンライン』、06年6月8日)。

ステイブンス委員長の発言に対してメディアは、FCCがケーブルの複数チャンネル再送信義務について採決を行うことの妥当性について懸念を示したと理解したようである。FCCは組織として、議会の決定に基づいて政策を打ち出し、これを履行する存在である。ステイブンス委員長は「FCC規則は、将来ある時点でまた変更される可能性があるが、議会で再送信義務関連法案を成立させればFCCによる決定変更などということとはあり得ない」と強調したただただとして (『MN・オンライン』、06年6月8日)。

放送業界ではこのタイミングを見計らったように、マルチチャンネル・マストキャリアの実現に向けて議会とFCCへの働き掛けを活発化させた。特にCBS、NBC、ABCは、FCCと議会に対し、複数であろうと、無料デジタル放送チ

ャンネルをケーブルが伝送しなければケーブル業者が地上テレビ放送シグナルを不法に劣化させることになり、これを禁止している九二年マストキャリア法に反すると主張している (『ブロードキヤスティング・アンド・ケーブル (B&C)・オンライン』、6月8日)。

一方、全米CATV協会 (NCTA) のカイル・マクスラロー会長は「FCCがこれまで二回にわたりマルチチャンネル・マストキャリア規則を退けてきたのは誠に正しい判断だった」とコメントした上で、「もし過去二回の判断が間違っているというのであれば、司法か立法の力によって修正を加えるほかない」と応えている (『B&C・オンライン』、6月8日)。

六月一日、FCC (五人の委員で構成) は空席だった共和党委員の後任にロバート・マクドウェル氏を迎え、FCCの勢力図が共和三対民主二となった。マルチチャンネル・マストキャリアの実現に熱心だった共和党ケビン・マーティン委員長が多数を頼んで動き始めたものとみられる。

米国では一億一千二十万テレビ視聴世帯 (06年1月) のうち六六・三%がケーブルでテレビを視聴している。放送事業者が多チャンネル放送という新たなビジネスの可能性を有効に展開するためにはケーブル事業者の協力が不可欠であり、ケーブル業界に直接交渉して駄目ならFCC規則によって強制してもらう道しかない。

(金山 勉¹⁾上智大学助教授)

メディア談話室

ジャーナリズムの自殺

藤田博司

『世界』六月号に「これはジャーナリズムの自殺だ」と題する一文が載っている。筆者は原田宏二氏。元北海道警察釧路方面本部長で、二〇〇四年二月、道警の裏金作りの実態を証言して大きな反響を呼んだ人だ。

道警の裏金作りについては、『北海道新聞』が粘り強い報道で道警に組織的な裏金作りのあったことを認めさせ、九億円を超える公金を国と道に返還させるところにまでこぎつけた。このときの報道で、『道新』は〇四年の新聞協会賞や日本ジャーナリスト会議(JCJ)賞など有力な賞を独り占めにした。

原田氏は当時の『道新』の活躍を「巨悪を追いつめた地方ジャーナリズムのさわやかな勝利」と称賛していた(『警察内部告発者』)。が、今回原田氏はその『道新』を含めてジャーナリズムのありようをこの論文で痛烈に批判している。

『道新』と道警の「手打ち」

批判の対象になっているのは二つ、『道新』とそれ以外の全国紙各紙。二つは別々の理由で批判

されている。

『道新』に対する批判は、同紙が昨年三月に報じた道警と函館税関の「泳がせ捜査疑惑」をめぐる『道新』の対応に関するものだ。道警はこの報道を「事実無根」として繰り返し抗議し、『道新』は今年一月「裏づけ取材の不足」を認めて紙面に「おわび」を掲載した。この間の双方のやり取りの過程で、道警側は『道新』社内で不祥事が相次いだことを材料に新聞社側に圧力を掛け、『道新』幹部はそれに屈して道警と「手打ち」をして「泳がせ捜査疑惑」をあいまいにしてしまったのではないか、というものだ。

元道警幹部の原田氏は「泳がせ捜査」が「事実無根」だったとは思えない、という。今となっては『道新』の報道が正しかったと証明することも難しい。しかし『道新』が道警の圧力に負けて取引に応じたのではないか、という疑問はどうして残る。

「裏金作り報道」では警察権力を相手に果敢な戦いを挑んで勝利した『道新』がどうしてこのような体たらくになったのか、言われるように本当

に、身内の使い込み事件をタネに道警から脅されて腰砕けになったのか。真相はいずれ当事者の口から明らかにしてもらおうほかない。

警察に擦り寄った他社

原田氏がもう一つ「ジャーナリズムの自殺」と批判しているのは、『道新』が「裏金作り報道」で道警と鋭く対立し、記者が道警からさまざまな嫌がらせをされたときの他社の記者たちの対応である。原田氏によると、道警は『道新』記者を会見から追い出したり、『道新』記者の取材を拒否したりするなど、執拗に嫌がらせを繰り返したという。特定の記者に対するこうした警察側の差別や圧力を、記者クラブの他社の記者たちは見て見ぬ振りをしていたらしい。

なかには『道新』の「裏金作り報道」を批判し、警察側に擦り寄るような行動を見せた記者もあつたといい、「こんな記者たちに『報道の自由』を語る資格はない」と原田氏は批判している。

原田氏の一文は、『道新』と道警の「手打ち」をより大きな問題として取り上げている。しかし前者が『道新』一紙にかかわる問題であるのに対して、後者は日本のジャーナリズム全体にかかわる問題として、より重大な意味をはらんでいるように思われる。「裏金作り報道」の場合ほど際立った例でなくても、特だねを書いた記者を他社の記者が一計を策して特落ちさせるといった姑息な競争はどこ現場にもありがちなことだ。

しかし、そうした競争が、権力の不正と対峙しなければならぬような状況の下で起きるとすれば、ジャーナリズムの原則を忘れた情けない行動と言われても仕方がないだろう。『道新』記者への差別、圧力をめぐる道警本部記者クラブの行動は、まさにそうした恥ずべきものではなかったか。しかも今回そのことを、かつて警察権力の側にあった人物に指摘されるというのは、ジャーナリズムの面目は丸つぶれというほかない。

「一人旅」見て見ぬふり

これは、姑息な競争意識の結果といったものではない、もっと根深い問題をはらんでいる。『道新』の「裏金作り報道」に先駆けて、『高知新聞』は高知県警の捜査費流用問題に取り組んでいた。二〇〇三年から〇四年にかけて、独自の調査報道で県警の不正を追及する記者に、県警は懐柔、脅しを交えた圧力を加え、報道を否定し続けた。粘り強い新聞側の努力の結果、不正の事実が明らかにされたのだが、一年余にわたる『高知新聞』と県警の攻防が続いた間、中央紙の記者はほとんどこの問題の取材を手掛けようとせず、『高知新聞』の担当記者は自ら「一人旅」と呼ぶ、孤獨な戦いを強いられたという。

なぜ他社の記者が『高知新聞』の孤軍奮闘を横目で見ながらやりすごしたのか。追う価値のないニュースと考えたわけではあるまい。支局の人手不足を口実にしたとも思えない。恐らく、他社の

特だねを後追いして功をなさしめなくなかったのか、警察を敵に回してにらまれたくなかったのか、いずれにしても記者本来の職務を放棄しているように思われてならない。

後追いしなかった他社の記者たちに決定的に欠けていたのは、ニュースを報道する誠実さと、権力に対峙するジャーナリストの使命と一言で言いすぎではあるまい。高知県警の捜査費不正流用は一地方だけの問題ではすまない。しかもその報道の過程で地方紙の記者が警察側から不当な圧力を受けていれば、記者を助けて警察の対応を批判するのがジャーナリストのとるべき行動であるはずだ。

『道新』が「裏金作り報道」で悪戦苦闘していた時期にも、他社はとり立てて道警を追及する取材に懸命に取り組んだ様子はなかった。高知県警や北海道警の不正事件を報道しなかった各社の記者は、ジャーナリズムの原則に背いただけでなく、それぞれの新聞の読者の「知る権利」を損なったことにもなる。

企業に帰属する記者

どうしてこうした事態が起きるのか。現場の記者の競争意識に罪を着せるだけでは十分ではない。恐らく最大の理由は、記者がジャーナリストである前にそれぞれの帰属する企業の人間であることだろう。ジャーナリストは、読者や視聴者を代表して「知る権利」を行使する。市民に代わつ

て権力の横暴や腐敗を監視する。しかし現実には、そんなジャーナリストの最も基本的な役割をわきまえることより、「わが社」のために一歩でも他社に先んじることを優先する記者が多すぎるのではないか。

新入社員の採用に当たって、「真っ白な新人をわが社の色に染め上げたい」などというメディア企業の担当者が今でもいる。そうした担当者は、大学でジャーナリズムなどを学んだ学生を「頭でっかち」と呼んで敬遠する。それでいて「最近の若者には根性がない」などと嘆いたりもする。

しかし問題は、ジャーナリズムの仕事の本質が何か、ジャーナリストとなる若者に何を求めるのかといったことについて、採用する側にしっかりと考えた考えが欠けていることである。社としては何よりもまず、ジャーナリズムの役割とその仕事に伴う責任を、これから現場に送り出す記者たちに自覚させておかねばならない。それがきちんとできていれば、「ジャーナリズムの自殺」と外部から批判されるような事態を招く可能性を、少なくとも減らすことはできる。

「わが社の色に染め上げる」ことで、企業に忠実なサラリーマン記者を育てることはできるかもしれない。しかしジャーナリストの使命と責任を忘れた記者を育てたのでは意味がない。優れたジャーナリストをとるか、いい企業人をとるか、ジャーナリズムを看板に掲げるなら、選ぶ道に迷いはないはずである。

(早稲田大学客員教授)

プレスウォッチング

「愛国心」と管理教育の強化 「教育基本法改正」の狙いは?

事件・事故の多発で社会に暗雲が立ち込めている。格差社会と将来への不安感を多くの国民が抱いているのに、議会政治の無力が嘆かわしい。事故のたびに「平等・自由を強調し過ぎた『教育基本法』によって、道徳心・公共心が欠如したため」との非難がまかり通るのは、政治家の責任回避ではないか。敗戦の廃虚から立ち上がり、新生日本の道標となった『教育宣言』の理念を實踐してこなかったことを反省せずに、混沌社会の『元凶』のごとく批判する姿勢は許し難い。小泉純一郎首相も「教育基本法」の下で戦後教育を受けた一人だが、いま「基本法改正」に狂奔している人たちは一体、条文をきちんと読んだことがあるだろうか。改憲論議と同様『占領時代の残滓』と決め付け、「初めに基本法改正ありき」の論法は危険で、与党案、民主党案が国会審議の駆け引き材料になってしまった現状は憂慮に堪えない。「教育」は国民の義務であり、権利である。時の政治権力の思惑で「教育」が左右されるようでは、「国家百年の計」を誤る。まず、現行条文と立法の経緯を振り返った上で、問題点を探っていききたい。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」

一九四七年三月公布された「教育基本法」の格調高い前文である。以下、第一条から十一条まで「教育の機会均等」「男女共学」などの指針を規定している。第十条で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と強調しているのは、「権力の『教育』への介入」をあらわにした戦時教育の轍を踏んではならないとの願いをこめたものと言える。「憲法」と同格の重みをもつ「教育憲章」といふべき法律で、明せき・簡潔な文体だ。「米占領軍の押し付け」との批判も根強いので、当時の経緯に触れておきたい。GHQは日本に進駐した四五年「軍国主義的・超国家主義的教育の禁止」などの指針を発令。翌四六年に教育使節団が来日して調査報告を提出した。米側の教育理念を参考に、「教育根本法」をまとめようと公的に

提案したのは、同年五月文相に就任した田中耕太郎氏だ。八月に「教育刷新委員会」を設置、文部大臣官房室と文案を練り、四七年三月の国会で「基本法」は成立した。GHQとの意見交換で若干の修正はあったものの、日本政府の自主的・自律的な姿勢が貫かれている。

自・公・民の「愛国心」をどう踏み

改めて現行法を精読し、教育指針としての価値と鮮度を再認識させられた。それなのに、今国会会期末に改正案を提出して成立を図ったのはなぜか。論議はそこそこにして、絶対多数で『念願の改正』を果たそうとの意図が明々白々である。小坂憲次文科相は改正案の趣旨説明で「一九四七年制定の現行法を取り巻く環境は、少子化や情報化社会の進展などで激変した。国民が豊かな人生を實現し、わが国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和に貢献できるよう教育基本法の全部を改正する」と述べたが、明らかに『目くらまし』の官僚的説明だ。「愛国心」を何らかの形で明文化したい意図が、裏に隠されているのである。

与党案は十八条にも及ぶ長文だが、自民・公明両党の妥協の跡が見え見え。自民党は「国を愛する心」の明記を主張したが、宗教弾圧を戦前経験した創価学会を母体とする公明党が反発。最終的に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」(第二条5項)と、『寄せ木細工』のような文

章をでっち上げるなど、条文のずさんさが目立つ。

一方、対案として提出した民主党案も拙速のそしりを免れまい。「日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし……」と、前文にうたった復古調に驚かされた。自・公・民三党の「愛国心そろう踏み」のような印象だ。『産経』(5・16主張)はすかさず「民主党案もいいではないか」と賛意を示し、読売(同日社説)も「両案の妥協点を探ることができないのか」と好意的論調を掲げていた。しかし、国民的合意のないまま、国会内だけの調整で改正を急ぐのは越権ではないか。

『朝日』『毎日』『東京』(『中日』)のほか、主要県紙には、『愛国心』を法律で定めれば、学校現場での強制につながる恐れがある。教育の根幹にかかわる大問題であり、自公民には国民を納得させる説明責任がある。そして、国民的論議を深めてほしい」という趣旨の論調が多く見られた。

「戦前の教育への反省から個人の尊厳を重視する理念を打ち出した現行基本法に対し、改正論は古くからあったが、教育勅語を再評価する森喜朗首相(当時)のもとで教育改革国民会議が二〇〇〇年『郷土や国を愛する心や態度を育てる』との報告をまとめ、今日へのルールが敷かれた。自民党文教族らの本音はあくまでも『愛国心』であり、表現をいかに工夫しようとも、国民には小手先の修正としか映らないのではないか」(『毎日』4・14)

「学校で事件や問題が起きるたびに、教育基本法を改正すべきだという声が政治家から上がる。

しかし、本当に基本法が悪いから問題が起きるのか、きちんと吟味する必要がある。『国を愛する』ことは自発的な心の動きであり、愛し方は人によってさまざまなはずだ。法律で定めれば、このように国を愛せ、と画一的に教えることにならないか。それが心配だ」(『朝日』4・14)

とにかく、『愛国心』を国家権力が教え込む「拙速改正」は要警戒だ。戦前の悪夢を想起するだけで、身の毛がよだつ。

画一的「評価」で、子ども・親を縛る

少数野党の対応を新聞がほとんど取り上げていないので、目に留まった社民党のメルマガ「福島みずほの国会大あはれ」(5・17号)の一部を紹介しておきたい。分かりやすい言葉で、「改悪法案」の問題点を的確に指摘している。

「社会や国を思うやり方はまさに人さまざまです。イラク戦争に賛成することが愛国心なのか、反対することが愛国心なのでしょうか。総理の靖国参拝をどう考えるべきでしょうか。アジアのなかの日本を重視すべきだと発言することは、『反日的』なのでしょうか。米軍のグアムへの移転費用七千億円を日本が負担することを日本政府が合意したことに反対することは愛国心に反することなのでしょうか。……教育基本法改悪法案で、教育の現場で一つの考え方を押し付けるよう、教員が訓練され、子どもたちが強制されていきま

す。そもそも生徒が『国を愛しているかどうか』をどうやって教育現場で確認するのでしょうか。

結局は学校や教育委員会や政府が決めた『態度』を生徒がその通りにするかどうかをチェックするのではないのでしょうか。かつて福岡市などの小学校が通知表に『国を愛する態度』を評価項目として設け、子どもたちを採点し、評価していました。通知表の『評価』によって子どもたち、親が明確に縛られていきます。子どもたちの態度、心を『国』が縛っていくのです。……」

「国旗国歌法」の成立(99年)以降、その対応をめぐって学校内のトラブルは絶えず、現に何件もの訴訟が起きている。今後、「基本法改正」のお墨付きが得られれば、「管理教育」がますます強まると案じるのは杞憂ではなからう。

「両改正案に共通するのは、十条をめぐる争いに終止を打ちたいということだ。これには、改正が教育の権力統制を招くことにならないかと危惧する意見が教育法学者らから出ている。堀尾輝久東大名誉教授は『両案とも、政治や官僚の不当な圧力からの独立を目指した当初の立法の趣旨を逆転させる』と話す。現行十条が戦後果たした役割をどう考えるか。『管理強化への歯止め』と評価するか、それとも『教組の教区行政への介入の根拠』と否定的にみるのか。そこが焦点だ」(『朝日』5・24朝刊)との問題提起は、今後の教育行政を考える上で極めて重要なポイントである。

(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

放送時評

日テレ除く4社最高の広告収入

お笑いタレント主体の新時代に

フジ、2期連続視聴率4冠を達成

在京民放テレビ・キー局五社の二〇〇六年三上期連結決算五月十九日出そろった。数字を挙げる。売上高、当期利益の順(単位・億円。カッコ内前年同期比増減率)。

フジテレビⅡ五九三四(二四・五%増)、一三(五〇・三%減)。日本テレビⅢ三四六六(三・一%減)、一三七(一八・七%減)。TBSⅢ三〇六〇(一・四%増)、一三五(三六・六%増)。テレビ朝日Ⅱ二四九三(三・〇%増)、九四(二八・二%増)。テレビ東京Ⅱ一一九七(一・四%増)、四四(四六・〇%増)。

フジは時間帯別に四種類ある視聴率すべてでトップの「四冠」を二期連続で達成し、本業好調。またニッポン放送の完全子会社化、制作映画のヒットも連結の大幅増収に寄与したが、ライブドア株の売却損を三百四十五億円計上したため、当期利益は大きく減った。ライブドア株は取得額四百四十億円に対し売却額は約九十五億円。差損の計上額についてはライブドアに損害賠償を請求して

いる。

それにしても、日本テレビを除く四社の広告収入はいずれも過去最高。フジもさることながら、視聴率がプライムタイム(午後七時―十一時)で一三・二%の単独二位となり、二年連続で増収増益のテレビ朝日の伸びは目立つ。

だが日本テレビはいけない。巨人軍は開幕ダッシュに成功し、首位を走ってはいいたものの、テレビ中継では惨敗。ビデオサーチ社による巨人戦の平均視聴率は〇二年が一六・二%。それが一四・三%、一二・二%、昨年は一〇・二%(関東地区)と下降線をたどり、今年も上回りそうな気配はないという。WBC(ワールド・ベースボール・クラシック)の優勝、話題性もクスリにならず、サッカー、フィギュアスケート、ボクシング、さらには卓球の後塵を拝する始末。

今後が注目されるゆえんだが、民放界で着実に続き始めている「お笑いブーム」についても、目を背けるわけにはいくまい。五月十九日発表の吉本興業〇六年三上期連結決算の数字は、売上高が前期比二〇・八%増の四百六十二億円、当期利益五八・四%増の三十四億円。金額こそまだ小さいが、前期比増率と合わせ過去最高であり、CS放送、携帯電話などへの映像配信がじわじわと業績を押し上げていることを考えれば、プロ野球巨人戦への関心離れ、お笑いブーム、タレントたちのテレビ出演急増など、新しい時代の到来を思わせ

目立つ人事として日本テレビが五月十八日、元セゾングループ代表の堤清二氏(七九)を社外役員に迎えたことを挙げておく。堤氏は十五年前に経営の第一線から退いて作家に転身しているが、日本テレビの氏家斉一郎取締役会議長とは東大経済学部と同級生。そして学生時代に共産党の東大細胞として共に活躍した。

卒業後も親交は続き、氏家氏が日本テレビの経営から外れた際、堤氏はセゾンの最高顧問に迎えて手厚く遇した。今回の人事をその「恩返し」と見る向きは少なくないが、やはり逆風に見舞われ始めた日本テレビが、堤氏の持つ事業家としての「目」と文化人としての「特性」を買ったものとしてよいだろう。

ライブドアに続く起業家の犯罪

フジテレビがライブドアの堀江貴文元社長に食いつかれて最終的に三百四十五億円の特別損失を計上せざるを得なくなったことは前述した。そして六月五日午後、東京地検特捜部は「ニッポン放送株の売買をめぐるインサイダー取引をした疑いが強い」として、村上ファンド代表の村上世彰容疑者(四六)を証券取引法違反の容疑で逮捕した。そして証券取引等監視委員会と合同で都内港区・六本木ヒルズと同ファンド事務所など家宅搜索した。

逮捕に先立つ五日午前の記者会見で、村上容疑者は容疑事実をすべて認めて謝罪し、またファンサド事業からの「引退」を表明した。これでインサ

イダー取引が「確定」し、暴威を振るい「ライブドアの背後には村上世彰がいる」と見られてきた「村上ファンドの消滅」はまず確実としている。「インサイダー取引」とは、企業内部の未公表の経営情報を知りながら株式の売買をすることであり、証券取引法は市場の公正をゆがめる行為として禁止している。違反すれば、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金。

「村上ファンド」とは、旧通産官僚出身の村上世彰氏が一九九九年に立ち上げた「エムアンドエイコンサルティング」を母体とする投資グループ。海外の機関投資家などから受け入れた運用資金は現在四千億円とされる。企業価値に比べて株価が安い上場企業に目を付け、ニッポン放送、TBS、阪神電鉄などの株式を次々に買い占めた。今年三月、シンガポールに新しい投資会社を設立、拠点を移している。

成り行きについては事態の推移を見守るだけであるが、規制緩和の流れによって大勢の起業家が生まれ、ライブドアに続く起業家の経済犯罪である点は特に声を大にしておく必要がある。灘高、東大法、霞が関のキャリア通産官僚という経歴を捨てて株の世界に飛び込んだ村上容疑者。彼らを「勝ち組」ともてはやす風潮が続く限り、合法と違法すれすれの新しい「商売」は横行しかねないのである。

デジタル移行、半数が「知らない」

前号で、四月十七日の朝日夕刊が一面トップを

割いて警鐘を鳴らした「2011年アナログ終了・混乱？」について、すなわち電波法改正によって「国策」として明示されたはずの、地上波デジタル化完全移行の認知度が依然低いことを特記した。同調する趣旨からである。

以後、民放各局は週日・午前中の再放送ドラマ枠で簡単なテロップを出すようになった。「二〇一一年七月二十四日、現在のアナログ放送は終了し、デジタル放送に完全移行します」といったものだが、詳細は一切ノータッチで何のことやらさっぱり分からない。追いかけて総務省は五月二十六日、三月に実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の結果を発表した。この調査は全国の十五歳〜七十歳代までの男女四千七百人を対象に郵送で行い、約四千人から回答を得ている。

「地上アナログ放送の停止時期」を問う質問には、四九・五％が「分からない・不明」。正解の「二一年」は三一・一％（昨年調査では九・二％）で、「〇九年までに終了」「一〇年」「二二年」「一三年以降」がそれぞれ数％ずつ。また地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は一五・三％（昨年八・五％）。NHKによると四月末で地デジ対応テレビ・チューナーの普及台数は一千万台を超えたばかり。

識者たちは言う。「日本には一億二千万台のテレビがあり、テレビの出荷台数は十年で一千万台ほど。今後売れるテレビがすべて地デジ対応と仮

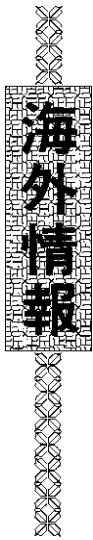
定しても、あと五年では地デジの映らないテレビが数千万台残るのは必至」「小型のハイビジョンテレビが売り出されていない状況下、六畳一間で独り暮らしの高齢者に、37型テレビを買えというのか」「小型テレビを使っている人が、一万円以上もするデジタルチューナーを買っても画質がよくなるわけではなく、何のメリットもない」。そして坂本衛氏のような「結論」めいたものまで出てくる（5・28『東京新聞』）。

「役所の意向だけで、一年の完全デジタル化が決まり、肝心の視聴者が置き去りにされている。何も慌てる必要はない。一八年ぐらいまで、予定を先延ばしにしてもいいのではないか」

この『東京新聞』の記事は五月二十八日付「ニュースの追跡・話題の発掘」欄。「地デジ2011年移行認知3割大丈夫？」「対応TV普及に暗雲」「買い替え間に合わない 視聴者置き去りも」の大見出しで、この新聞らしく、読ませる。

総務省は〇六年度内に認知度を五〇％以上に高める目標を掲げ、協力の内外電機メーカーに「2011年アナログ放送終了、地上デジタル放送をご覧いただくには専用チューナーが必要ですよ」と記したシールを張ってもらうことにした。躍起にならないよりなった方がまだだが、来年三月の全国調査の結果は今から楽しみ。しかし、それにしてもNHKほか民放界の掛け値のない本心が聞きたい。

（大森 幸男 放送評論家）



海外情報

台湾の公共放送と中華TVが統合

収入源の安定確保が課題

台湾の公共放送（公視）が、四月から公共広播電視集団の下、元三大ネットの一つ、中華テレビ（華視）と統合して、有力な放送ネットワークの一角を担うこととなった。

とはいえ、性格の異なる放送局同士の統合は容易ではない。一般商業広告が入らず、政府の補助金も多くを望めない中で、いかに安定的運営を図っていくかが課題だ。

そもそも台湾の地上波は、民間全民テレビ（民視）が一九九七年、公共テレビ（公視）が九八年にできるまでは、国民党の影響力が極めて強い三大ネット、すなわち、中国テレビ（中視）国民党系、台湾テレビ（台視）台湾省系、中華テレビ（華視）軍系）によって独占されてきた。

公共放送の拡充案は、二〇〇三年十二月、マスメディアからの党・政治・軍関係者の退出を求めるテレビ・ラジオ法修正案の可決後、あるべき地上波の姿を検討する中で浮上してきた。

とりわけ、税金が投入されている台視と華視をどうするかが焦点で、紆余曲折を経て（本会報五〇四号参照）、二〇〇五年、台視の民営化と華視の公共化（公視との統合）が決まった。なお、中

視は、『中国時報』グループが買収した（十二月）。統合は、公共広播電視集団という特殊法人を設立し、この法人が従来の公視と、華視を所有する形で実現された。両放送局は、ともに、公共視聴法の制約を受ける。

メディアの中立を確保し、多様な言論を保障しようという理念の具体化であり、公共放送の拡充それ自体は評価されるべきことだろう。しかし、現実には目を転じれば、公共放送の未来は前途多端と言わざるを得ない。大きな問題は二つある。

一つは、地上波放送全体が、全メディアの中で「地盤沈下」しているという事実。それは、例えば、広告費シェアによく表れている。

淡江大学の莊春發教授の「台湾媒体産業広告市場競争関係之研究」によれば、一九九六年の地上波テレビの広告費は百八十二億七千五百万台湾ドル（二台湾ドル＝三・五四）で、総広告費四百十億九千二百万ドルにおけるシェアは四四・五%だった。それが、二〇〇三年には、八十八億九千七百万ドル、シェア一五・一%の規模にまで縮小してしま

った。地上波テレビの凋落は、有線放送の隆盛と軌を一にする。有線放送の広告費は、九六年六十億三千百万ドル、シェア一四・七%から、二〇〇三年二百五十億九百万ドル、同四二・五%に拡大した。

もともと台湾の有線放送は、国民党によって独占された地上波体制を打ち破るものとして認知され、浸透し、その後、自分の興味ある番組をたく

さんのチャンネルの中から選ぶというスタイルが歓迎されて、さらに発展した。

こんな逆風の中で、地上波・公共放送はどう視聴者の支持を獲得していけるのか。

もう一つは、収入源に対する不安だ。公共放送とはいっても、受信料制度があるわけではない。といって一般営業広告も取れない。政府の助成金、企業などからの協賛金、コンテンツの販売収益が主な財源である。

公視は、発足以来、財源不足に悩みながら何とかやってきた。しかし、華視は違う。

華視にとって、悩ましいのは、一般営業広告はもちろん、product placementが認められないことだとも言われる。これはハリウッド映画などではよくある広告手法で、劇中の登場人物が、協賛企業の車に乗ったり、衣装を付けたり、料理を食べたりすることだ。

華視では、報道番組にまでこれが使われてきた。公共放送化された以上、これは禁止される（もつとも年内いっばいは契約上、継続されるようだが）。しかし、政府はおろか広告主の意向にも簡単に左右されてしまう体質が簡単に改まるものかどうか。公視の関係者は、公共放送のイメージダウンを恐れている。

いずれにせよ、主要ネットワークの一つに位置付けられることになった「公共放送」の行方が注目される。

（木原 正博）日本新聞教育文化財団

◎理事会・評議員会

財新聞通信調査会と財同盟育成会は五月二十六日、会議室で評議員会、理事会を開き、平成十七年度事業報告・収支決算、派遣役員の交代・退任、同盟学寮管理規程一部改定、学寮新入寮生および古野奨学生の選考結果報告などを原案通り承認・可決した。

◎同盟クラブ理事会

同盟クラブは五月二十六日、会長室で理事会を開き、平成十七年度事業報告・収支決算、同盟クラブ規約一部改正（米寿、白寿を賀寿に追加）を原案通り可決し、同盟クラブ入会希望者三人の入会を議決した。

◎同盟クラブ会員総会

同盟クラブは六月八日、東京都千代田区内幸町の日本プレスセンターで第四十六回同盟クラブ通常会員総会を開き、平成十七年度事業・決算報告、同十八年度予算報告、同盟クラブ規約一部改正（別表参照）の三議案を原案通り承認した。

最初に犬養康彦同クラブ会長があいさつに立ち「少子化が進み、一人の女性の産む出生率が五年連続過去最低となった。若者の年金負担が増えるので、年寄りが大切にされる時代から年寄りが頑張るようになっていかねばならない時代となった」と本格的な高齢化時代の到来について触れた。

その上で「当会員の中でも八十八歳以上の元気な方が多数おられるので規約改正により、来年お祝いをしたい」と述べた。また、共同、時事両通

信社に対して「小泉政治の功罪についての検証がこれからの大きな仕事、頑張ってもらいたい」と締めくくった。

続いて、財新聞通信調査会の前田耕一理事長が「年金減額、医療費増など国民に負担の増加を求める一方で、中国への借款や米軍再編への多額な税負担、社保庁をはじめとする役人の無駄遣いなど小泉改革の陰の部分は今問われている。小ざかしい連中が巨額をため込む風潮はいかがなものか。国民の目線に合った改革を望みたい」と政府に注文。

この後「今の人は精神的にも肉体的にも昔より十歳は若い。年寄りが大いに大きな声を出しましょう」と述べ、乾杯の発声を行った。

◎定期刊行物購入のお知らせ

財新聞通信調査会はCJR (COLUMBIA JOURNALISM REVIEW) を5/6月号から定期購読することを決めた。

CJRは新聞、雑誌、通信社、ウェブ、ラジオ、テレビ、ケーブルに至るメディアモニター誌として知られ、報道、分析、批評と解説などを主な内容とする。年六回発行。Columbia University's Graduate School of Journalism 発行。

【悲報】

24 田所 泉氏（元日本新聞協会事務局次長、理事待遇）4月18日午前2時18分、死去、73歳。喪主は長男新さん。自宅は東京都杉並区和泉4の42の

『同盟クラブ規約』一部改正・新旧対照表
＜平成18年6月8日一部改正＞

新（変更条文）	旧（現行条文）
第2章 会員	第2章 会員
第8条（条文変更なし）	第8条 会員は、本規約に定めのあるもののほか、次の事項を享受することができる。
①（変更なし）	① 新聞通信調査会が発行する新聞通信調査会報を無料配布する。この場合、郵送料実費を前納するものとする。
② 会員が次に掲げる賀寿を迎えたときは、翌年1月に開催する「新年互礼会および長寿を祝う会」で祝賀し、記念品を贈る。この場合の賀寿年齢は満年齢によるものとし、賀寿年齢に達した年の翌年1月1日現在在籍している会員を対象とする。	② 会員が喜寿を迎えたときは、1万円相当の記念品を贈る。
イ 喜寿（77歳） 1万円相当の記念品	
ロ 米寿（88歳） 2万円相当の記念品	
ハ 白寿（99歳） 3万円相当の記念品	
③（変更なし）	③ 会員が逝去したときは、弔電のほか香典1万円を供える。また、秋季に遺族を招き、偲ぶ会を催す。

寄贈の書籍・資料(21)

東京写真記者協会から

・2005年報道写真展 記念写真集 (2006年3月15日)

小路春美氏から

・写真「最後の同盟大阪支社」(昭和20年3月13日撮影)

時事通信社から

・時事通信社六十年史(社史編集委員会、2006年3月31日)

磯山恒信氏(元同盟クラブ会員 故磯山四郎氏所有)から

・映像でつづる昭和の記録(NHKビデオ全32巻、専用収納ラック)

新藤健一氏から

・疑惑のアングル 写真の嘘と真実、そして戦争(新藤健一著、平凡社、2006年5月15日)

◎通信社問題研究会

(勸新聞通信調査会は六月十六日、東京都千代田区内幸町の日本記者クラブで第九回・通信社問題研究会を開催した。今回のテーマは「IT時代の通信社論」とし、桂敬一立正大学講師の基調論文「IT時代のニュース通信社像をどのように描くか」を基に議論を進めた。

出席者は桂敬一、有山輝雄、江口浩、田村紀雄、藤田博司の各教授・講師と前田耕一新聞通信

調査会理事長、犬養康彦勸同盟育成会理事長ら。研究の成果は、今秋の新聞通信調査会報・臨時増刊号で発表する。

◎均一句会

平成十八年四月十二日

祢保希

〔兼題 入学、卒業〕

天 入学や鳥たちよりも早く起き

天 師の恩も蛍雪もなく卒業歌

地 師と仰ぐ出会いを得たり卒業す

地 卒業生心細げな少人数

地 校塔を股のぞきして卒業す

人 話しおく家計の事情入学す

人 卒業のできぬわが身や遠き雲

人 入るを褒め出するを称え花の熨斗

卒業は真の学びの始めかな

卒業の校舎の跡の花吹雪

授業料誰ぞ納めき卒業す

入学式母子(おやこ)言祝ぎ旗なびく

〔自由題〕

天 ペダル漕ぐ籠に春箏転がせて

地 一木の鳥入れ替はる目借時

人 その奥の桜に会いに山登る

人 土こぼす春の筍送りくる

石礫を笊に山ほど春のカフェ

悠久の風に菜の花吉野ヶ里

やすらひや稚児はかけし傘の外

うすぐもり小枝の先の春動く

藁出づとニコライの鐘鳴りにけり
連翹の赤き鳥居に和して濃き
生けるもの分け隔てなく花の散る
友病んでひねもす止まず春の雨

那由太 村 寿 和 風

◎講演会

(勸新聞通信調査会と同盟クラブは六月二十二日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社外信部の砂田浩孝氏。演題は「パキスタンの核と国際情勢」だった。

目次(七月号)

「財政再建」次期政権に重い課題……中村 恒夫……1

移民問題で主役のスペイン語メディア……佐藤 成文……6

共同通信社「60周年記念写真集」刊行……千葉 慎一……10

「時事通信社60年史」を刊行……重城 康二……11

マスメ関連の裁判を見る(24)……佐藤 英雄……12

【メディア談話室】

ジャーナリズムの自殺……藤田 博司……16

【プレスウォッチング】

「教育基本法改正」の狙いは?……池田 龍夫……18

【放送時評】

日テレ除く4社最高の広告収入……大森 幸男……20

【海外情報】

①「フランス・ソワール」不動産業者経営に……広瀬 英彦……9

②地デジ完全放送義務化に抵抗……金山 勉……15

③台湾の公共放送と中華TVが統合……木原 正博……22

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六 (晩翠ビル四階)
印刷所 振替口座〇〇〇二二〇一四一七三四六七番
株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2006